

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和5年10月12日(木) 午後6時45分～午後7時48分
2. 場 所 枚方市役所 塔屋会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約20名
市 側：総務部次長、人事課長、職員課長、書記(職員課 課長代理)
4. 課 題 「組合事務所使用等に関する要求書兼団体交渉申入書」に基づく交渉

<交渉内容要旨>

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年7月18日に謝罪文の手交があった。判決が確定しての手交であり、その内容は重いものである。当局にその認識はあるのか。また、明け渡しを求めた理由は何か。 ・ 許可条件を付ける、付けないがあるが、活動への介入や萎縮効果、組織の弱体化につながる。裁判でも話し合いがないままと言われている。また、許可条件の内容について、分かりにくいと感じており、条件内容の明確化に向けた協議が必要であると考えます。 ・ 判決を踏まえて、基準を廃止し一から構築してはどうか。 ・ 事務所の供与について、供与しないことは活動基盤にかかることであり、事務所に関することも義務的団交事項である。 ・ 新たなスタートであり、これで終わりではなく労使関係を構築していくということで良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度の使用許可の際に、条件を逸脱しないことの確約を受けた認識であったものの、逸脱するニュースがあったため、平成30年12月27日の通知に至ったものであるが、そのプロセスに問題があったとの判決は真摯に受け止めている。 ・ 行政財産の適正管理のため、条件は必要である。一方で、条件の内容について双方での認識共有は必要と考えており、そういった場を設けていく。 ・ 本許可条件については、行政財産の適正管理のため付しているものであり、大阪高裁判決において、条件を付すことには一定の正当性があると示されているため、廃止は考えていない。 ・ 事務所を供与することについて法的な責務はないが、要求として出されるものについては協議に応じていく。 ・ 判決内容を踏まえ、話し合いの場を持つなど健全な労使関係の構築に向け、これまでどおり誠意をもって臨んでいく。